

# 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定歯科衛生士制度規則

## 第1章 総 則

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会（以下「学会」）は、顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する基礎的並びに臨床的な専門知識を有する歯科衛生士を育成し、国民に適切な医療を提供することを目的に学会が認定する口腔リハビリテーション認定歯科衛生士（以下「認定歯科衛生士」）制度を設ける。

第2条 前条の目的を達成するため、学会は認定歯科衛生士を認定するとともに、実施に必要な事業を行う。

## 第2章 認定資格

第3条 認定歯科衛生士の申請は、次の各号すべてに該当する者に限られる。

- (1) 日本国歯科衛生士免許を有すること。
- (2) 通算5年以上の顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する臨床経験を有すること、またはこれと同等以上の経歴を有すること。
- (3) 申請時において、連続して2年以上の学会正会員歴を有すること。
- (4) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する研究報告を行っていること。
- (5) 学会の学術大会に参加していること。

## 第3章 申 請

第4条 認定歯科衛生士の資格を得ようとする者は、学会の定める申請書類に申請料を添えて、認定委員会に申請しなければならない。

2. 学会が、別に定める審査に合格すること。

## 第4章 認定委員会

第5条 認定歯科衛生士の審査は、認定委員会が行う。

2. 認定委員会には、必要に応じて認定歯科衛生士が加わることができる。

第6条 認定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 認定歯科衛生士申請者の審査及び認定
- (2) 認定歯科衛生士の登録、認定証の交付
- (3) 認定の更新の審査及び決定
- (4) 資格喪失の審査
- (5) 認定歯科衛生士制度実施に必要な各種様式の作成
- (6) その他、認定委員会の運営に必要な業務

## 第5章 認定歯科衛生士の認定及び登録

第7条 認定委員会の審査及び試験に合格した者を理事会の議を経て認定歯科衛生士とする。

2. 所定の登録料を納入した者は、認定歯科衛生士として登録し、認定証を交付する。

## 第6章 認定研修

第8条 認定研修は、次のことを目的として構成されなければならない。

- (1) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する知識及

び技能を修得する。

- (2) 他科からの要請に応じて適切な指示を与えることができる能力を養う。
- (3) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する分野の発展に寄与できる能力を養成、賦与する。
- (4) 認定研修の細目については、別に定める。

## 第7章 認定歯科衛生士の更新

第9条 第7条の規定により認定を受けた者は、5年ごとに更新を行なわなければならない。

2. 認定の更新をする者は、施行細則の定める基準に従って研修を受けなければならない。

## 第8章 資格の喪失

第10条 認定歯科衛生士の資格は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経てその資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科衛生士免許を喪失したとき。
- (3) 学会員の資格を失ったとき。
- (4) 更新を行わなかつたとき。
- (5) 認定歯科衛生士として不適当と認められたとき。

## 第9章 補 則

第11条 学会員は、認定委員会の決定に関する異議を理事会に申し立てることができる。

第12条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第13条 この規則の施行について必要な事項は、認定委員会の議を経て理事会が別に定める。

## 附 則

第1条 本規則が施行された 7年間は、細則に示す通り、暫定制度下で運用し、認定歯科衛生士の資格を与える。

第2条 この規則は、平成 20 年 9 月 20 日に制定し、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

第3条 平成 24 年 10 月 27 日 改正

第4条 令和元年 11 月 9 日 改正